報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年2月27日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

専決第13号

訴えの提起について

標記の件につき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の 規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年12月22日

八幡浜市長 大 城 一 郎



- 2 事件名 診療費等請求事件
- 3 事件の内容

相手方は、市立八幡浜総合病院で診療を受け、再三にわたる督促及び催告にもかかわらず、診療費等を支払わなかった。そこで、相手方に対し、診療費等 請求の訴えを提起するものである。

4 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し、未払診療費合計39,115円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みに至るまで、年5分の割合による金員の支払いを求めるもの。
- (2) 相手方に対し、訴訟費用の支払いを求めるもの。
- 5 管轄裁判所 八幡浜簡易裁判所